



総務財務委員会規程

平成 28 年 9 月 29 日 第 3 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）組織規程（0103）第 3 条に規定された総務財務委員会（以下、「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議および連絡調整する。

- (1) 定款・定款細則および諸規則に関する事項
- (2) 事務局および事務局職員に関する事項
- (3) 予算決算、その他学会財務に関する事項
予算外申請の手順は経理規程運用に関する規約に定める。
- (4) 総会、理事会における議案整理に関する事項
- (5) 法令による手続きに関する事項
- (6) 対外関係に関する事項
- (7) 事務所に関する事項
- (8) 契約に関する事項
- (9) 寄付金に関する事項の確認
- (10) その他、学会運営の基本的事項の整理

2 委員会は、年 10 回を定例とし、その他委員長が必要と認めるときに開催する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げるメンバー（委員）をもって組織する。

- (1) 副会長 1 名
- (2) 総務および財務担当理事 各 2 名
- (3) 企画、編集および部会等運営担当理事のうちから各 1 名
- (4) 事務局長
- (5) 会長が必要と認めた会務に関する経験者若干名（原則として総務および財務担当理事経験者）

2 委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事 1 名をおく。

3 事務局長は、本会事務局の職員を陪席させ、職員は意見を述べることができる。

第 4 条 委員会の円滑な運営を図るため、幹事会をおくことができる。委員会の下には、小委員会、ワーキンググループ、タスクをおくことができる。

(任期)

第5条 第3条第1項の委員の任期は理事としての任期とする。但し(5)項の委員の任期は1年とする。

(委員長)

第6条 委員長は、理事のうちから会長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。
- 3 委員長は、議案に関し関係する理事と必要に応じ情報の共有を図る。

(副委員長)

第7条 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時、その職務を代行する。

(幹事)

第8条 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

- 2 幹事は、委員長、副委員長を補佐して会務を整理する。

(委員)

第9条 委員は、会務を処理する。

(委嘱)

第10条 理事以外の委員は、会長が委嘱する。

- 2 委員会に設置される幹事会、小委員会、ワーキンググループおよびタスクのメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

(議事)

第11条 委員会の議事は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 緊急もしくは委員会が定足数に達せず不成立の場合は、別に定めるメール審議により議事することができる。

(代理者)

第12条 第3条の委員のうち、企画、編集、部会等運営担当理事が委員の場合、この委員の代わりに他の理事を代理出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第13条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(議事録)

第 14 条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を経て保存しなければならない。

2 付議資料のうち、個人情報が含まれるものについては、議案との関係を明確にする措置をおこなったうえで、他の資料と区別して事務局長が保管するものとする。

(理事会への報告)

第 15 条 委員会の議決事項は、委員長もしくは委員となっている理事が、理事会に報告するものとする。

(改定)

第 16 条 本規程の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

1 平成 13 年 6 月 27 日 第 434 回理事会制定、同日施行

2 改定履歴

① 平成 15 年 7 月 22 日 第 455 回理事会承認

② 平成 17 年 7 月 28 日 第 475 回理事会承認

③ 平成 18 年 5 月 25 日 第 480 回理事会承認

④ 平成 21 年 3 月 18 日 第 500 回理事会承認

⑤ 平成 22 年 10 月 1 日 第 512 回理事会承認

⑥ 平成 23 年 1 月 20 日 第 22・4 回総務財務委員会起案，平成 23 年 2 月 1 日 第 514 回理事会承認

⑦ 平成 26 年 1 月 30 日 第 6 回総務財務委員会起案，平成 26 年 1 月 30 日 第 5 回理事会承認

⑧ 平成 26 年 7 月 18 日 第 1 回総務財務委員会起案，平成 26 年 7 月 31 日 第 5 回理事会承認

⑨ 平成 27 年 6 月 10 日 第 3 回総務財務委員会メール審議起案，平成 27 年 6 月 19 日 第 1 回承認

⑩ 平成 27 年 9 月 28 日 第 3 回総務財務委員会起案，平成 27 年 10 月 2 日 第 3 回理事会承認

⑪ 平成 28 年 2 月 18 日 第 8 回総務財務委員会起案，平成 28 年 3 月 22 日 第 7 回理事会承認

⑫ 平成 28 年 9 月 21 日 第 3 回総務財務委員会起案，平成 28 年 9 月 29 日 第 3 回理事会承認

附則

1 平成 23 年 1 月 20 日改定の規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 26 年 1 月 30 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 3 平成 26 年 7 月 31 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 4 平成 27 年 6 月 19 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 5 平成 27 年 10 月 2 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 6 平成 28 年 3 月 22 日改定の規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 平成 28 年 9 月 29 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。